株式会社筑波銀行

証券コード：8338

第96期
定時株主総会
招集ご通知

■日時　2020年６月24日（水曜日）午前10時
（午前９時開場）

■場所　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル 10階 大会議室

Tsukuba Bank

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考え、例年よりも縮小した規模で開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット、スマート行使等により、事前の議決権行使をいただき、ご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会会場において、感染予防のための対応をお願いする場合もございますので、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

**※昨年より、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりました
お土産をとりやめとさせていただいております。**

目次

■第96期定時株主総会招集ご通知 …… 1

■株主総会参考書類

第１号議案 取締役10名選任の件…… 5

第２号議案 監査役２名選任の件…… 12

【添付書類】

■第96期事業報告…… 15

■計算書類…… 38

■連結計算書類 …… 44

証券コード　8338
2020年６月４日

株 主 各 位

茨城県土浦市中央二丁目11番７号
株 式 会 社　筑 波 銀 行
取締役頭取　生　田　雅　彦

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内にしたがって、2020年６月23日（火曜日）営業時間終了（午後５時）までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月24日（水曜日）午前10時

２．場　　所　茨城県つくば市竹園一丁目７番
当行つくば本部ビル　10階　大会議室

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　取締役10名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件

4．議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、2020年６月23日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、2020年６月23日（火曜日）午後５時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（４頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

①計算書類の個別注記表

②連結計算書類の連結注記表

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.tsukubabank.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使について



株主総会ご出席による議決権行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
代理人により議決権を行使される場合は、当行の議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

開催日時　2020年６月24日（水曜日）午前10時

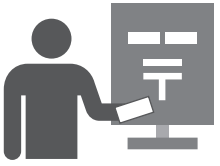

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限まで到着するようご返送ください。

行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後５時到着分まで



インターネットによる議決権行使

詳細は次頁をご覧ください

当行指定の**議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後５時まで

重複行使の取扱い

- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使プラットフォームについて
  管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限　2020年６月23日（火曜日）午後５時まで

1 「スマート行使」による方法

・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。

・「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください



同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことにより、「議決権使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは**１回に限り**議決権を行使できます。

2 ID・パスワード入力による方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
▶ 「インターネットによる議決権行使について」下クリックしてお読みのうえ 次へすすむ ボタンを押す

2 「議決権行使コード」および「パスワード」にてログイン
▶ 3 以降、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

※ インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
0120-768-524
（平日 ９：00～21：00）

左記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
0120-288-324
（平日 ９：00～17：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会の意見を踏まえ決定しております。

候補者番号		氏名			現在の当行における地位
1	再任	藤川雅海（ふじかわまさみ）			取締役会長
2	再任	生田雅彦（いくたまさひこ）			取締役頭取
3	再任	越智悟（おちさとる）			取締役専務
4	再任	篠原智（しのはらさとる）			専務取締役
5	再任	木村伊知郎（きむらいちろう）			常務取締役
6	再任	瀬尾達朗（せおたつろう）			常務取締役
7	再任	豊田高久（とよたたかひさ）			常務取締役
8	新任	菊池謙一（きくちけんいち）			上席執行役員
9	再任	横井のり枝（よこいえ）	社外取締役候補者	独立役員	社外取締役
10	再任	根本祐一（ねもとゆういち）	社外取締役候補者	独立役員	社外取締役

候補者番号 1

藤川 雅海（ふじかわ まさみ） (1952年10月13日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 147,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月	関東銀行入行
2002年 2 月	関東銀行ひたちなか支店長
2003年 4 月	関東つくば銀行ひたちなか支店長
2003年 9 月	関東つくば銀行研究学園都市支店長兼研究学園都市支店つくばアッセ出張所長
2004年 7 月	関東つくば銀行総合企画部長
2006年 6 月	関東つくば銀行取締役総合企画部長
2007年 6 月	関東つくば銀行常務取締役総合企画部長
2007年 7 月	関東つくば銀行常務取締役
2008年 4 月	関東つくば銀行専務取締役
2010年 3 月	当行専務取締役
2011年 4 月	当行取締役副頭取
2012年 6 月	当行取締役頭取
2019年 6 月	当行取締役会長（現職）

取締役候補者とした理由

藤川雅海氏は、経営企画部門等の統括を歴任後、2006年6月に取締役（旧関東つくば銀行）へ就任。その後も、事務部門、市場金融部門、監査部門等を統括し、また、全国地方銀行協会の理事などの要職を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2012年6月から当行の代表取締役頭取として経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行しており、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を活かすことにより、2019年6月より現職の代表取締役会長へ就任。引き続き当行の中長期的な企業価値の向上に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2

生田 雅彦（いくた まさひこ） (1960年10月12日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 62,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	関東銀行入行
2006年 4 月	関東つくば銀行石岡支店長
2007年 7 月	関東つくば銀行総合企画部副部長
2010年 3 月	当行総合企画部副部長兼共同化推進室長
2010年 8 月	当行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役
2012年 7 月	当行執行役員総合企画部長
2014年 4 月	当行上席執行役員総合企画部長
2015年 4 月	当行上席執行役員営業本部長
2015年 6 月	当行取締役営業本部長
2016年 4 月	当行常務取締役
2017年 6 月	当行常務取締役　総合企画部・事務統括部・事務集中部・秘書室担当
2018年 6 月	当行取締役副頭取　監査部担当
2019年 4 月	当行取締役副頭取
2019年 6 月	当行取締役頭取（現職）

取締役候補者とした理由

生田雅彦氏は、経営企画部門、営業部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も事務部門、監査部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、2019年6月より現職の代表取締役頭取へ就任。就任以降も、力強いリーダーシップで全行を牽引し、構造改革、企業価値向上に取り組んでまいりました。引き続きその経験や知見を活かすことにより、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に期待出来る人物とし、取締役候補者としました。

候補者番号 3

越智（おち） 悟（さとる） （1960年11月15日生）

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 56,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	茨城相互銀行入行
2006年 6 月	茨城銀行竜ヶ崎支店長
2008年 6 月	茨城銀行事務部長
2010年 3 月	当行上席執行役員事務部・人事部担当
2011年 4 月	当行上席執行役員ブロック長（牛久ブロック担当）
2011年10月	当行上席執行役員ブロック長（水戸ブロック担当）
2012年 4 月	当行上席執行役員事務統括部長
2013年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2015年 4 月	当行常務執行役員市場金融部・総務部担当
2015年 6 月	当行常務取締役
2017年 6 月	当行常務取締役　人事総務部・市場金融部担当
2018年 6 月	当行取締役専務　人事総務部・市場金融部担当
2019年 4 月	当行取締役専務　市場金融部担当（現職）

取締役候補者とした理由

越智悟氏は、事務部門、営業部門、市場金融部門等の統括を歴任後、2015年6月に取締役へ就任。その後も融資部門、人事総務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の代表取締役専務を務め、その職務・職責を果たしており、こうした見識を活かすことにより、当行取締役会の意思決定・監督機能向上に向けて高い経営能力に基づく経営的視点に貢献することが出来る人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4

篠原（しのはら） 智（さとる） （1961年4月22日生）

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 47,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年 4 月	関東銀行入行
2005年 4 月	関東つくば銀行谷田部支店長
2007年10月	関東つくば銀行法人部副部長
2010年10月	当行筑西支店長
2012年 7 月	当行執行役員筑西支店長兼下館支店長
2012年11月	当行執行役員営業本部副本部長
2014年 4 月	当行上席執行役員営業本部副本部長
2015年 4 月	当行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長
2015年 7 月	当行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長
2015年10月	当行常務執行役員営業推進部長
2016年 4 月	当行常務執行役員営業本部長
2016年 6 月	当行取締役営業本部長
2017年 6 月	当行常務取締役営業本部長
2018年 6 月	当行専務取締役営業本部長
2019年 4 月	当行専務取締役　人事総務部・事務統括部・事務集中部担当（現職）

取締役候補者とした理由

篠原智氏は、営業部門等の統括を歴任後、2016年6月に取締役へ就任。その後も人事総務部門、事務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。2018年6月から当行の専務取締役を務め、その職務・職責を果たしており、こうした見識を活かすことにより、当行取締役会の意思決定・監督機能向上に向けて高い経営能力に基づく経営的視点に貢献することが出来る人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 5

木村 伊知郎（きむら いちろう） (1959年11月7日生)

再任

候補者の有する当行の株式数
普通株式 36,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月	茨城相互銀行入行
2000年 6 月	茨城銀行常北支店長
2002年 4 月	茨城銀行総合企画部主任調査役
2003年 6 月	茨城銀行江戸崎支店長
2003年10月	茨城銀行江戸崎支店長兼美浦支店長
2006年 6 月	茨城銀行高萩支店長
2007年 6 月	茨城銀行牛久支店長
2008年 6 月	茨城銀行竜ヶ崎支店長
2010年 1 月	茨城銀行営業統括部副部長
2010年 3 月	当行営業本部ブロック長（鹿嶋ブロック担当）
2011年 4 月	当行水戸営業部長
2012年 7 月	当行執行役員水戸営業部長
2014年 4 月	当行上席執行役員営業本部副本部長
2015年 4 月	当行上席執行役員地区本部長
2016年 4 月	当行上席執行役員営業推進部長
2017年 4 月	当行常務執行役員営業副本部長
2017年 6 月	当行常務取締役　融資部・リスク統括部担当（現職）

取締役候補者とした理由

木村伊知郎氏は、営業部門等の統括を歴任後、2017年6月に取締役へ就任。その後も融資部門、リスク統括部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することが出来る人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 6

瀬尾 達朗（せお たつろう） (1963年8月28日生)

再任

候補者の有する当行の株式数
普通株式 32,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4 月	関東銀行入行
2005年 7 月	関東つくば銀行大みか支店長
2007年10月	関東つくば銀行ひたちなか支店長
2010年 3 月	当行ひたちなか支店長
2011年10月	当行日立支店長
2013年 4 月	当行融資部長
2014年 4 月	当行執行役員融資部長
2015年10月	当行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2016年 4 月	当行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2017年 6 月	当行取締役本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2018年 6 月	当行常務取締役　総合企画部・秘書室担当（現職）

取締役候補者とした理由

瀬尾達朗氏は、融資部門等の統括を歴任後、2017年6月に取締役へ就任。その後も経営企画部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することが出来る人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 7

豊田高久（とよた たかひさ） (1962年7月17日生)

再任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 49,063株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年４月 関東銀行入行
2004年10月 関東つくば銀行太田支店長
2007年10月 関東つくば銀行多賀支店長
2008年11月 関東つくば銀行日立支店長
2010年３月 当行日立支店長
2011年10月 当行営業推進部長
2011年12月 当行営業推進部兼営業企画部長
2012年４月 当行営業企画部長
2013年４月 当行執行役員本店営業部長兼土浦駅前支店長
2013年５月 当行執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2015年４月 当行上席執行役員本店エリア長兼本店営業部長兼土浦駅前支店長
2015年10月 当行上席執行役員地区本部長
2017年４月 当行上席執行役員営業推進部長
2018年４月 当行常務執行役員営業推進部長
2018年６月 当行常務取締役　事務統括部・事務集中部担当
2019年４月 当行常務取締役営業本部長（現職）

取締役候補者とした理由

豊田高久氏は、営業部門等の統括を歴任後、2018年6月に取締役へ就任。その後も事務部門等を統括するなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした見識を活かすことにより、当行の経営に向け多様な専門性や能力を持った取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することが出来る人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 8

菊池謙一（きくち けんいち） (1962年10月８日生)

新任

候補者の有する当行の株式数

普通株式 15,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年４月 関東銀行入行
2005年７月 関東つくば銀行総合企画部主任調査役
2008年４月 関東つくば銀行総合企画部部長代理
2010年３月 筑波銀行総合企画部副部長
2013年４月 当行システム統括部長
2015年４月 当行事務統括部長
2017年４月 当行執行役員事務統括部長
2019年４月 当行上席執行役員事務統括部長（現職）

取締役候補者とした理由

菊池謙一氏は、これまでの実務経験のうち、13年以上の長期間にわたり経営企画部門の特に主計関連に携わった経験を有しており、その後も事務部門についてはシステム関連と事務関連を統括するなど、豊富な経験と幅広い能力を有しております。事務部門等の統括を歴任し、こうした豊富な見識を活かすことにより、特に、金融ＩＴの高度化に関する専門性や知見を高い水準で有しており、取締役会メンバーの一員として経営的視点に貢献することが出来る人物であり、当行取締役会に必要な人材と判断し、新たに取締役候補者としました。

候補者番号 9

横井 のり枝（よこい のりえ） (1972年6月27日生)

再任　社外取締役候補者　独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式　4,900株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年 3月　アンダーセンコンサルティング入社
2000年 6月　同社　退社
2000年 7月　株式会社トークス入社
2003年 6月　同社　退社
2003年 7月　財団法人流通経済研究所入所
2011年 3月　同法人　退所
2011年 4月　流通経済大学流通情報学部　専任講師
2014年 4月　流通経済大学流通情報学部　准教授
2016年 6月　当行取締役（非常勤）（現職）
2019年 3月　流通経済大学流通情報学部　准教授退任
2019年 4月　日本大学経済学部　准教授（現職）
流通経済大学流通情報学部　講師（非常勤）
2020年 3月　流通経済大学流通情報学部　講師（非常勤）退任

社外取締役候補者とした理由

横井のり枝氏は、経営コンサルタント企業や経済研究所を通じて経済産業界の研究を長年にわたって携わりその後、大学教育界へ転身。私立大学准教授として地域社会および国際社会の発展に貢献出来る人材育成や地域経済の活性化に関する積極的な社会活動への参画も行っております。2016年6月に取締役へ就任後、これまでの経験や知見を活かし、その職務・職責を果たしております。今後も中立的な立場で地域経済動向と銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待出来る人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 10

根本 祐一（ねもと ゆういち） (1952年9月30日生)

再任　社外取締役候補者　独立役員

候補者の有する当行の株式数

普通株式　1,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4月　茨城県信用保証協会入協
2006年 4月　同協会本店営業部長
2008年 4月　同協会土浦支店長
2011年 4月　同協会監事
2015年 3月　同協会監事　退任
2015年 4月　同協会理事
2016年 3月　同協会理事　退任
2016年 4月　同協会参与　指導検査室長委嘱
2018年 3月　同協会　退職
2019年 6月　当行取締役（非常勤）（現職）

社外取締役候補者とした理由

根本祐一氏は、長年にわたり茨城県信用保証協会に勤務し、理事を歴任。県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わり、地域経済活性化の発展に貢献しました。2019年6月に取締役へ就任後、これまでの経験や知見を活かし、その職務・職責を果たしております。今後も中立的な立場で地域経済動向と銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能等が期待出来る人物と判断し、引き続き取締役候補者としました。

（注）1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横井のり枝、根本祐一の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 横井のり枝、根本祐一の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり再任された場合、独立役員となる予定であります。
4. 横井のり枝、根本祐一の両氏は、現在、当行の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、横井のり枝氏が４年、根本祐一氏が１年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当行は、社外取締役との間において、当該社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外取締役の選任が承認された場合、社外取締役との間において当該契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役杉山　勉氏は任期満了となります。また、篠崎暁氏が辞任されますので、つきましては、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、田宮弘志氏は篠崎暁氏の補欠として、選任されることとなりますので、その任期は、当行定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	再任 杉山（すぎやま）　勉（つとむ）	常勤監査役
2	新任 田宮（たみや）　弘志（ひろし） 社外監査役候補者 独立役員	―

候補者番号 1

再 任

すぎ　やま　つとむ
杉　山　勉　(1961年10月29日生)

候補者の有する当行の株式数

普通株式　16,600株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年 4 月	茨城相互銀行入行
2001年10月	茨城銀行赤塚支店長
2005年 4 月	茨城銀行小山支店長
2005年 5 月	茨城銀行営業推進部主任調査役
2005年 6 月	茨城銀行東海支店長
2007年 4 月	茨城銀行本店営業部部長代理
2009年 4 月	茨城銀行綾瀬支店長
2010年 3 月	当行綾瀬支店長
2010年 8 月	当行東京支店長
2011年10月	当行牛久支店長
2012年11月	当行事務統括部長
2014年 4 月	当行執行役員水戸営業部長
2016年 4 月	当行上席執行役員地区本部長
2018年 7 月	当行上席執行役員営業推進部長
2019年 4 月	当行上席執行役員営業副本部長
2019年 6 月	当行常勤監査役（現職）

監査役候補者とした理由

杉山勉氏は、事務部門、営業部門等を統括するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、2019年6月から監査役としてその職務・職責を果たしております。当行の経営的な視点に貢献することが出来る人物と判断し、引き続き監査役候補者としました。

候補者番号 2

新 任　社外監査役候補者　独立役員

た　みや　ひろ　し
田　宮　弘　志　(1957年10月28日生)

候補者の有する当行の株式数

普通株式　ー　株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4 月	日本火災海上保険株式会社入社
2005年 4 月	日本興亜損害保険株式会社福井支店長
2007年 6 月	日本興亜損害保険株式会社本店営業第四部長
2012年 4 月	日本興亜損害保険株式会社執行役員北海道本部長
2013年 4 月	同兼株式会社損害保険ジャパン執行役員北海道本部長
2014年 4 月	日本興亜損害保険株式会社取締役常務執行役員兼株式会社損害保険ジャパン常務執行役員
2014年 9 月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員
2015年 4 月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社常務執行役員
2016年 3 月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社　退社
2016年 6 月	電気興業株式会社常勤監査役（現職）

社外監査役候補者とした理由

田宮弘志氏は、長年にわたり民間企業に勤務し、上場企業の取締役常務執行役員および常勤監査役等を歴任するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、新たに監査役候補者としました。

（注）1. 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
（注）2. 田宮弘志氏は、社外監査役候補者であります。
（注）3. 田宮弘志氏については、東京証券取引所規則に定める独立役員として、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出る予定であります。
（注）4. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、社外監査役との間において、当該社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負うものとしております。
本総会において、社外監査役の選任が承認された場合、社外監査役との間において当該契約を締結する予定であります。

以　上

添付書類

第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行は、茨城県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売等を行い、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

金融経済環境

国内経済　2019年度の国内経済は、海外経済の減速の影響などから、輸出・生産は弱含みで推移したほか、個人消費は台風被害や消費税率引き上げの影響などから、これまでの底堅い動きに一服感がみられました。また、2020年の年明けから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸出入の減少や生産活動の停滞などにより、個人消費やサービス関連支出が大幅に下振れするなど、景気の先行きが懸念されています。

県内経済　茨城県経済は、海外経済の減速等の影響を受けて輸出・生産が弱含みで推移したほか、個人消費も台風被害や消費税率引き上げに加え新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、回復の動きが一服しました。

金融情勢　長期金利（10年国債利回り）は、年度前半は海外経済の減速懸念により低下基調で推移しましたが、後半は米中の貿易協議の進展期待から一時的に0%近くまで上昇しました。しかし、年明けから新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けてボラティリティの大きい動きが続きました。
日経平均株価は、米中貿易摩擦等を背景に下落し、弱含みで推移しましたが、年度後半には米中貿易協議の部分合意などが好感され、大幅に上昇し1年2カ月ぶりに高値となる24,000円台をつけました。しかし、年明けから新型コロナウイルス感染症拡大の影響から大幅に下落し、年度末の終値は18,917円と年度ベースでは2年連続で下落となりました。為替相場は、全体としてもみ合いの相場となり、概ね102円～112円台で値動きの小さい展開となりました。

事業の経過および成果

このような環境のなか、当行は「地域の皆さまの信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します」という経営理念に基づき、「ファースト・コール・バンク」の実現を掲げ、お客さまが「最初に相談したい銀行」としての存在感の確立を目指してまいりました。その実現に向けた具体的な取組施策として、2019年4月より第4次中期経営計画「Rising Innovation 2022　～選択と集中～」をスタートさせました。

前中計で構築したノウハウや営業力を活かすとともに、新たに見出された課題を解決すべく、経営資源の「選択と集中」により、基本戦略の3つのイノベーション（サービス品質、経営資源、営業力）に基づく諸施策を展開し、事業性評価を踏まえたコンサルティング営業の強化や、お客さまの安定的な資産形成の取組みなどを通じ、これまで以上に親近感のある銀行を目指し取組んでまいりました。

「サービス品質のイノベーション」については、「地域のために考動できる人財の育成」として、事業性評価に基づいてお客さまに適切な金融サービスやソリューションを提供できる人財や、お客さま本位の業務運営に基づいた金融商品の提案ができる人財育成のために各種研修を実施しました。また、事業性評価アドバイザーや現場審査役などによるOJTの実施など、行員のスキルアップにも努めてまいりました。加えて、本部行員にフレックスタイムを導入し、働き方改革に積極的に取組むとともに、女性の目線を活かした施策を取り入れるなど、女性の活躍推進や仕事と家庭の両立を支援してまいりました。2020年1月には「成長や働きがい、働きやすさを実感できる環境整備」として、行員が持てる力を十分に発揮できることを目的とした新人事制度を導入いたしました。次に、「お客さまに信頼される態勢の強化」としては、事務部門、管理部門、内部監査部門の管理態勢と役割を明確にして、リスク管理態勢の充実・強化に取組むとともに、コンプライアンス態勢の確立、反社会的勢力との取引遮断に向けた取組強化、顧客ニーズに応える顧客保護等管理態勢を強化してまいりました。

「経営資源のイノベーション」については、店舗・人財・時間・資金等の経営資源を有効に活用し地域特性を加味した店舗戦略として、店舗統廃合、エリア営業体制の推進に加え、新たにスマートプラザ（現金非取扱店舗）を導入するなど、1年間で19拠点を削減し今年3月末で79拠点といたしました。人員配置戦略については、店舗拠点数を削減することで、行員数は昨年3月末の1,524名から1,448名と76名削減いたしました。一方、フィンテックやＡＩなどを含めた業務効率化の推進により事務処理負担を軽減するとともに、収益拡大が期待できる地域・店舗に営業力を集中させることで、さらなる営業力の強化を目指し取組んでまいりました。また、キャッシュレス推進への取組みとして、株式会社みずほ銀行が提供するスマホ決済サービス「J-CoinPay」に参画し、加盟店開拓推進により地域経済の活性化や消費者ニーズ、インバウンド消費の取込みに努めております。

「営業力のイノベーション」については、法人営業において、事業性評価を踏まえたリスクテイク型の融資提案や本業支援および事業承継・M&A、ビジネスマッチング等、地元中小企業の経営課題解決に向け徹底的な支援を行うことを目的とした「コンサルティングサポート協議会」を開催するなど、金融仲介機能を十分に発揮し、地域経済の発展と活性化に積極的に取組んでまいりました。さらに、個人営業の取組みとしては、「お客さま本位の業務運営」を徹底し、お客さまに寄り添った運用アドバイスの実践により、資産形成を全力でサポートする取組みを実施してまいりました。

また、東日本大震災以降取組んできた地域復興・振興支援プロジェクト『あゆみ』、その活動を引き継いだSDGｓ推進プロジェクト『あゆみ』をはじめとした地域振興や地域創生の活動および環境・社会・ガバナンス（ESG）の課題等にも積極的に取組み、地域経済の持続的な発展に尽力しております。

加えて、地域振興協定締結先である14自治体や産官学金との連携強化のほか、大学やベンチャー企業等と連携した創業、起業支援体制の強化にも努めてまいりました。特にベンチャー企業等への支援については、「つくば地域活性化ファンド」および2019年4月には「つくば地域活性化2号ファンド」を設立し、今年度の投資は15件/423百万円となるなど、新産業創出による地域活性化に積極的に取組んでまいりました。

今後も、地域金融機関として金融仲介機能を十分発揮するとともに、地域における共通価値の創造および地域社会の持続的な発展に積極的に取組んでまいります。

以上の取組みの結果、2020年3月期の業績は以下のとおりとなりました。

預金・預り資

預金は、個人および法人預金が増加する一方、公金預金が減少したことから、前年度末比53億円減少し、期末残高は2兆2,516億円となりました。また、預り資産残高は、保険の取扱残高は増加しましたが、投資信託残高が減少したこと等から、前年度末比120億円減少し2,305億円となりました。

貸　出　金

貸出金は、中小企業向け貸出や地方公共団体向け貸出が増加したこと等から、期末残高は前年度末比393億円増加の1兆6,856億円となりました。

有価証券

有価証券は、地方債が増加する一方、外国証券および投資信託が減少したこと等から、期末残高は前年度末比379億円減少の4,371億円となりました。

損　益　面

経常収益は、国債等債券売却益や役務取引等収益が増加しましたが、貸出金利息や有価証券利息配当金等の資金運用収益が減少したこと等から、前年度比1億円減少の374億円となりました。

経常費用は、株式等売却損が増加しましたが、外国為替売買損等のその他業務費用が減少したことや、営業経費の減少等により、前年度比7億円減少の350億円となりました。

その結果、経常利益は前年度比5億円増加し23億円となりました。当期純利益は法人税等調整額を11億円計上したこと等から、前年度比微増の10億円となりました。

自己資本比率

銀行の健全性を示す自己資本比率については、リスク・アセット額の減少等から、前年度末の8.42%から0.09ポイント上昇し、8.51%となりました。

連結業績について

財政状態

当連結会計年度末における連結純資産額は、親会社株主に帰属する当期純利益を12億円計上しましたが、その他有価証券評価差額金の減少を主因に、前年度末比51億円減少し1,053億円となりました。

連結総資産額は、銀行単体で貸出金が増加した一方、有価証券や現金預け金が減少したこと等から、前年度末比219億円減少し2兆3,796億円となりました。

経営成績

当連結会計年度における連結経常収益は、前年度比3億円減少し378億円となりました。一方、連結経常費用は、前年度比9億円減少し351億円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比6億円増加し26億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比1億円増加の12億円となりました。

剰余金の配当

当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

こうした方針に基づき、当期末の配当金は、株主の皆さまからのご支援にお応えするために、普通株式は1株当たり5円、第四種優先株式は1株当たり5銭とさせていただきました。

対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少による市場規模の縮小に加えて、大規模な金融緩和政策の継続に伴う貸出金・有価証券の運用利回り低下による収益環境の悪化が懸念されています。また、フィンテックやＡＩの進展およびキャッシュレス化の推進等に伴う異業種参入による競争環境の激化など、引き続き厳しい経営環境が見込まれています。

こうした環境下のなか、昨年4月より第4次中期経営計画をスタートさせ、経営資源の「選択と集中」により、基本戦略の3つのイノベーションに基づく諸施策を展開し、地域のファースト・コール・バンクとして、これまで以上に親近感のある銀行を目指していくことといたしました。

なお、2020年度は中期経営計画の2年目であり、2022年3月末の目標達成に向けた足固めを築く重要な1年となります。中期経営計画における取組施策を通じて、当行は地域を支える金融機関として、地元中小企業に対する事業性評価を踏まえた資金繰り改善支援や本業支援など経営課題解決に向けた取組みや、お客さまの安定的な資産形成の実現に向けて、各種サービスの提供に努めるなど、将来にわたって十分な金融仲介機能を発揮してまいります。また、環境・社会・ガバナンス（ＥＳＧ）や国連が提唱する持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の課題にも積極的に取組み、「筑波銀行　ＳＤＧｓ宣言」で掲げた地域経済の持続的な発展に貢献することで、持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいります。さらに、株主の皆さまとの建設的な対話などを通じ、コーポレートガバナンス態勢の一層の強化を図り、企業価値の向上に努

めてまいります。
なお、2019年4月に元行員による着服事件が発覚いたしました。株主の皆さま、お客さま、地域の皆さまにご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと改めて深くお詫び申しあげます。このような事態を招いたことについて、役職員一同深く反省し、内部管理態勢の充実・強化やコンプライアンス意識の一層の徹底を図るなど、全行をあげて再発防止に取組んでおります。今後とも、法令遵守を経営の最重要課題の1つとして位置づけ、コンプライアンス重視の企業風土を醸成するとともに、業務の健全性と適切性の確保に努めてまいります。
現在、我が国においては新型コロナウイルス感染症の拡大抑止に向けて、官民一体となり取組んでおります。また、感染症拡大の影響による内外経済の減速も大きく、国内消費も落ち込むなど、景気の停滞感がより一層強まる可能性が懸念されております。
県内においても新型コロナウイルス感染症の影響が、中小企業を中心に徐々に拡大している状況です。したがって、地元中小企業に対して資金対応や条件変更等を含めた経営相談に丁寧かつ真摯に取組むことが、地域金融機関としての役割・責任であり、地域経済の持続的発展ならびに当行の成長につながると考え、迅速かつ柔軟に対応してまいります。
今後とも、株主の皆さまのご期待にお応えできるよう、当行グループ一丸となり、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	２０１６年度	２０１７年度	２０１８年度	２０１９年度
預金	22,457	22,862	22,569	22,516
定期性預金	10,716	10,213	9,579	8,946
その他	11,740	12,648	12,990	13,570
貸出金	16,690	16,328	16,463	16,856
個人向け	4,732	4,959	5,052	5,060
中小企業向け	6,978	7,161	7,130	7,222
その他	4,978	4,207	4,280	4,573
商品有価証券	5	7	4	4
有価証券	5,764	5,712	4,751	4,371
国債	1,209	1,070	811	691
その他	4,554	4,642	3,939	3,679
総資産	23,789	24,218	24,036	23,818
内国為替取扱高	58,701	59,056	57,505	58,671
外国為替取扱高	百万ドル 172	百万ドル 133	百万ドル 111	百万ドル 101
経常利益	百万円 5,308	百万円 4,443	百万円 1,776	百万円 2,308
当期純利益	百万円 3,407	百万円 2,743	百万円 936	百万円 1,012
１株当り当期純利益	円 銭 40 81	円 銭 32 98	円 銭 11 34	円 銭 12 23

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「１株当り当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済普通株式数で除して算出しております。

（ご参考）連結業績の推移

（単位：億円）

	２０１６年度	２０１７年度	２０１８年度	２０１９年度
経常収益	百万円 41,186	百万円 40,606	百万円 38,119	百万円 37,819
経常利益	百万円 5,713	百万円 4,933	百万円 1,995	百万円 2,632
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 3,701	百万円 3,037	百万円 1,083	百万円 1,223
純資産額	1,056	1,094	1,104	1,053
総資産	23,768	24,201	24,016	23,796

（注） 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,517人	1,584人
平均年齢	41年1月	41年3月
平均勤続年数	18年7月	18年9月
平均給与月額	350千円	329千円

（注） 1．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2．使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3．平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
茨城県	142店（うち出張所 14 ）	134店（うち出張所 7 ）
栃木県	6店	7店
千葉県	4店	4店
埼玉県	0店	0店
東京都	2店	2店
インターネット専業支店	1店	1店
合計	155店（ 〃 14 ）	148店（ 〃 7 ）

（注）１．当年度末において、店舗外ＡＴＭを112か所（前年度末102か所）設置しております。
また、セブン銀行との提携によるＡＴＭ全国25,215台（うち県内753台）、E-netとの提携12,754台（うち県内303台）、ローソン銀行との提携13,367台（うち県内216台）、イオン銀行との提携によるＡＴＭ全国6,197台（うち県内250台）が利用可能となっております。
２．2019年度は前年度に引続き経営効率性の観点から、店舗統合（ブランチ・イン・ブランチ方式）を実施し、19か店の統合を行ったことにより、当年度末の店舗の拠点数は79拠点（前年度末98拠点）となっております。行政上の登録店舗数は、155か店となっておりますが、うち7か店はフルバンキングの営業店から現金を取扱わない店舗である「スマートプラザ」に移行したものです。

ロ．当年度新設営業所

新設の営業所はありません。

（注）１．当年度において店舗外ＡＴＭの新設はありません。店舗統合（ブランチ・イン・ブランチ）により、18箇所の店舗内ＡＴＭを店舗外ＡＴＭに変更しております。

【新設】
新設の店舗外ＡＴＭはありません。

【店舗内ＡＴＭから店舗外ＡＴＭへ変更】

本店営業部	霞ケ岡出張所	つくば営業部	学園並木出張所
本店営業部	真鍋出張所	新取手支店	取手出張所
本店営業部	桜町出張所	県庁支店	吉田出張所
筑西支店	協和出張所	水戸営業部	見和出張所
筑西支店	明野出張所	荒川本郷支店	荒川沖出張所
筑西支店	真岡出張所	波崎支店	土合出張所
ひたちなか支店	勝田東出張所	古河支店	総和出張所
ひたちなか支店	佐和出張所	下妻営業部	八千代出張所
松戸支店	南柏出張所	守谷支店	守谷けやき台出張所

２．当年度において次の店舗外ＡＴＭを廃止しました。

【廃止】

松戸支店	小金出張所	つくば副都心支店	研究学園駅出張所
波崎支店	銚子出張所	みどりの支店	みどりの駅出張所
波崎支店	旭出張所	下妻営業部	上妻出張所
みらい平支店	みらい平駅出張所	宇都宮支店	ショッピングプラザ日光出張所

ハ．銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社あおぞら銀行

(5) 設備投資の状況

イ．設備投資の状況

(単位：百万円)

設備投資の総額	893

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
大子支店等店舗改修	71
ソフトウェア	632

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当事項はありません。

ロ．子会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑波ビジネスサービス株式会社	つくば市竹園一丁目7番	現金等の精査整理業務	1983年7月27日	百万円 20	% 100.00	――
筑波信用保証株式会社	つくば市東新井13番地2	信用保証業務	1984年1月10日	百万円 91	% 100.00	――
筑波総研株式会社	土浦市中央二丁目11番7号	システム開発業務 リサーチ・コンサルティング業務	1989年7月5日	百万円 50	% 100.00	――
つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合	土浦市中央二丁目11番7号	投資業務	2016年1月29日	百万円 432	% 99.00	――

(注) 1．上記の重要な子会社等４社は連結対象子会社であります。なお、持分法適用会社は該当ありません。
2．当期の経常収益は378億19百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12億23百万円であります。

重要な業務提携の概況

1．地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2．地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協、信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3．地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
5．株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
6．株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の「利用手数料の無料化」を行っております。
7．株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行（旧社名：株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金のサービスを行っております。
8．株式会社常陽銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用組合、茨城県信用農業協同組合連合会ならびに同連合会会員の農業協同組合との提携により、茨城ネット資金センターを設置し、代金回収サービス（略称Ｉ－ＮＥＴ資金サービス）を行っております。
9．じゅうだん会（株式会社筑波銀行、株式会社八十二銀行、株式会社山形銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社阿波銀行、株式会社宮崎銀行、株式会社琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2008年1月に株式会社八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施いたしました。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行及び株式会社福井銀行との間で「フィンクロス・パートナーシップ」を締結し、各行のデジタルの連携・協働を進めております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役および監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地　　位	担　　当	重要な兼職	その他
藤川　雅海	（代表取締役） 取締役会長			
生田　雅彦	（代表取締役） 取締役頭取			
越智　　悟	（代表取締役） 専務取締役	市場金融部		
篠原　　智	専務取締役	人事総務部、事務統括部、事務集中部		
木村伊知郎	常務取締役	融資部、リスク統括部		
瀬尾　達朗	常務取締役	総合企画部、秘書室		
豊田　高久	常務取締役	営業本部長委嘱		
植木　　誠	取締役	監査部		
横井のり枝	取締役（社外）		日本大学経済学部准教授 流通経済大学流通情報学部講師 （非常勤）	（注）1 （注）4
根本　祐一	取締役（社外）			（注）1 （注）4
尾崎　　聡	常勤監査役			
杉山　　勉	常勤監査役			
篠崎　　暁	監査役（社外）			（注）2 （注）4
堀内　　巧	監査役（社外）		公認会計士堀内巧事務所 三井不動産プライベートリート投資法人 監督役員 全国農業協同組合中央会 監事 株式会社日本レジストリサービス 監査役	（注）2 （注）3 （注）4
鈴木　大輔	監査役（社外）		渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　弁護士	（注）2 （注）4

（注）1．取締役　横井のり枝氏、根本祐一氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。なお、取締役　横井　のり枝氏は、2020年3月31日付で流通経済大学流通情報学部講師（非常勤）を退任しております。
2．監査役　篠崎暁氏、堀内巧氏、鈴木大輔氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．監査役　堀内巧氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．取締役　横井のり枝氏、根本祐一氏および監査役　篠崎暁氏、堀内巧氏、鈴木大輔氏の5名につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5．常勤監査役　野口　稔夫氏は、2019年6月25日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

区　　分	支給人数	報　　酬　　等
取　締　役	11名	208百万円
監　査　役	7名	52百万円
計	18名	260百万円

(注) 1．報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．報酬限度額は、2009年９月18日開催の臨時株主総会において、取締役は月額30百万円以内、監査役は月額６百万円以内と決議いただいております。
3．期末現在の人員は、取締役10名、監査役5名であります。支給人員と期末人員が相違しているのは、第95期定時株主総会で退任した3名が含まれているためであります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
横　井　のり枝	会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
根　本　祐　一	
篠　崎　　暁	
堀　内　　巧	
鈴　木　大　輔	

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
横　井　のり枝	日本大学経済学部　准教授 流通経済大学流通情報学部　講師（非常勤）
堀　内　　巧	公認会計士堀内巧事務所 三井不動産プライベートリート投資法人　監督役員 全国農業協同組合中央会　監事 株式会社日本レジストリサービス　監査役
鈴　木　大　輔	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　弁護士

(注) 1．取締役　横井のり枝氏は、2020年3月31日付で流通経済大学流通情報学部講師（非常勤）を退任しております。
2．監査役　鈴木大輔氏が兼職しております渥美坂井法律事務所弁護士法人と当行との間には、貸出金の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
横　井　のり枝	3年9か月	当事業年度開催の取締役会２６回のうち２２回出席しております。	長年に渡る経済産業界の研究を通じて培った知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
根　本　祐　一	0年9か月	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会２０回のうち１９回出席しております。	長年に渡る信用保証協会勤務により県内の中小企業および小規模事業者の金融円滑化に携わった知識や経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
篠　崎　　暁	4年9か月	当事業年度開催の取締役会２６回のうち２３回出席し、また監査役会２６回のうち２３回に出席しております。	会社役員、会社監査役等の経験を踏まえ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
堀　内　　巧	3年9か月	当事業年度開催の取締役会２６回のうち２６回出席し、また監査役会２６回のうち２６回に出席しております。	公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
鈴　木　大　輔	0年9か月	監査役就任後の当事業年度開催の取締役会２０回のうち１８回出席し、また監査役会１９回のうち１７回に出席しております。	弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計	7名	24百万円	該当事項はありません。

(注) 1．報酬等は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．期末現在の人員は社外役員5名であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	333,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	100,000千株
発行済株式の総数	普通株式	千株
	第三種優先株式	―
	第四種優先株式	70,000千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	21,795名
第三種優先株式	―
第四種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
筑波銀行行員持株会	4,225千株	5.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,068	4.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,246	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	2,220	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,668	2.02
株式会社広沢製作所	1,591	1.92
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,434	1.73
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,292	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,180	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	877	1.06

（注）1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．持株比率は、発行済み株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	70,000千株	100.00%

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 宮田世紀 指定有限責任社員 業務執行社員 大森敏晃	64	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び従前の事業年度における職務執行状況や報酬実績等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。 会計監査人に対して報酬等を支払った非監査業務（公認会計士法第2条第1項）の内容は、日本版CRS・FATCA、およびFATF対応の指導・助言業務等であります。

（注）1．金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
3．当行および当行子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円であります。

（2）責任限定契約

該当事項はありません。

（3）会計監査人に関するその他の事項

イ．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

ロ．当行の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社

該当ありません。

7．財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する方針

該当事項はありません。

8．業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況の概要

（1）内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当行の業務ならびに当行および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針として取締役会において決議した事項は以下の通りです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当行は、企業倫理の確立と法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取組みます。

（イ）頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行います。

（ウ）取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図ります。

（エ）当行および当行子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談できるよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図ります。

（オ）取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備します。

（カ）当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保します。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行います。

（キ）当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しません。

（ク）当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（ア）取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理します。

（イ）当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努めます。

（イ）リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行います。

（ウ）各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築します。

（エ）監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行います。

（イ）取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行います。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとしています。

⑤次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）子会社における業務執行については、子会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受けています。
（イ）当行の監査部署は、必要に応じて当行子会社へ立ち入り、監査を行います。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査役を補助すべき使用人として、補助使用人１名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化します。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保します。

⑦次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
・取締役および使用人が監査役に報告するための体制
・子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
・上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（ア）取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役（会）に遅滞なく報告するものとしています。
　また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとします。
（イ）前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保します。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととします。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができます。

⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行います。

　また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高めます。

(2) 当行における基本方針の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく当期の運用状況の概要は以下の通りです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制等

・取締役会においてコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを策定し、行内におけるコンプライアンス重視の組織風土の醸成及びその実践の徹底に取組んでおります。
・頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を2か月毎に開催し、法令等遵守に関する重要事項について協議・報告を実施しております。
・「反社会的勢力への対応方針」を策定し、組織としての対応、外部専門機関との連携、取引を含めた一切の関係遮断、裏取引や資金提供の禁止を定めております。
・取締役の職務の執行は役付取締役で構成される常務会運営により効率化され、職務の執行に係る情報は適切に管理されております。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を策定し、リスク種類毎の管理態勢の整備に取組んでおります。
・リスク管理委員会を毎月開催し、リスク管理にかかる事項について協議・報告を行っています。
・監査部は、本部、営業店および当行子会社の業務を監査し、その結果を取締役会に報告しております。

③次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社管理基準に基づき、各子会社に対しては子会社の統括部署である総合企画部が業務執行に係る協議を行うとともに業務状況等について報告を受ける態勢を整え、管理・指導を行っております。
・監査部は、内部監査規程に基づき、原則として毎年1回、当行子会社の監査を実施しております。

④監査役監査の実効性を確保するための体制

・監査役会規程および監査役監査基準を定めて運用しております。
・専任の補助使用人を配置し、補助使用人の業務執行者からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性を確保しております。
・監査役は必要に応じて、会計監査人、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めております。
・監査役に対し報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するよう取締役会に要請しております。
・職務の執行上必要と認める費用については、予算計上・事後費用等の手続きによる当行に対する請求権を有しております。
・代表取締役との定期的会合を開催し、監査上の重要課題等について意見交換し、相互認識と信頼関係を構築しております。
・監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

9．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

・当行は、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを剰余金の配当等の決定に関する方針としております。

以　上

第96期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**199,024**	**預金**	**2,251,676**
現金	35,921	当座預金	44,302
預け金	163,102	普通預金	1,280,322
買入金銭債権	**5,843**	貯蓄預金	12,252
商品有価証券	**436**	通知預金	2,416
商品国債	168	定期預金	882,800
商品地方債	268	定期積金	11,856
金銭の信託	**2,969**	その他の預金	17,725
有価証券	**437,121**	**債券貸借取引受入担保金**	**20,000**
国債	69,151	**外国為替**	**75**
地方債	166,122	売渡外国為替	26
社債	95,069	未払外国為替	49
株式	5,471	**その他負債**	**4,600**
その他の証券	101,306	未決済為替借	4
貸出金	**1,685,616**	未払法人税等	368
割引手形	5,759	未払費用	1,055
手形貸付	132,307	前受収益	1,543
証書貸付	1,472,815	給付補填備金	62
当座貸越	74,734	金融派生商品	71
外国為替	**10,374**	資産除去債務	96
外国他店預け	10,361	その他の負債	1,400
取立外国為替	12	**賞与引当金**	**771**
その他資産	**17,302**	**退職給付引当金**	**407**
未決済為替貸	4	**執行役員退職慰労引当金**	**44**
前払費用	345	**睡眠預金払戻損失引当金**	**193**
未収収益	1,916	**ポイント引当金**	**14**
金融派生商品	201	**偶発損失引当金**	**373**
金融商品等差入担保金	3,082	**再評価に係る繰延税金負債**	**357**
その他の資産	11,752	**支払承諾**	**1,105**
有形固定資産	**22,968**	**負債の部合計**	**2,279,620**
建物	11,021	（純資産の部）	
土地	9,971	**資本金**	**48,868**
建設仮勘定	292	**資本剰余金**	**30,447**
その他の有形固定資産	1,682	資本準備金	9,376
無形固定資産	**4,816**	その他資本剰余金	21,070
ソフトウェア	1,981	**利益剰余金**	**26,285**
その他の無形固定資産	2,834	利益準備金	863
前払年金費用	**2,451**	その他利益剰余金	25,421
繰延税金資産	**2,249**	繰越利益剰余金	25,421
支払承諾見返	**1,105**	**自己株式**	**△7**
貸倒引当金	**△10,466**	**株主資本合計**	**105,594**
		その他有価証券評価差額金	**△3,814**
		土地再評価差額金	**413**
		評価・換算差額等合計	**△3,401**
		純資産の部合計	**102,192**
資産の部合計	**2,381,813**	**負債及び純資産の部合計**	**2,381,813**

第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**37,406**
資金運用収益	**25,796**	
貸出金利息	20,239	
有価証券利息配当金	5,499	
コールローン利息	△15	
預け金利息	16	
その他の受入利息	56	
役務取引等収益	**7,119**	
受入為替手数料	1,422	
その他の役務収益	5,696	
その他業務収益	**2,293**	
国債等債券売却益	2,231	
その他の業務収益	61	
その他経常収益	**2,196**	
償却債権取立益	469	
株式等売却益	827	
その他の経常収益	899	
経常費用		**35,097**
資金調達費用	**733**	
預金利息	220	
コールマネー利息	△0	
債券貸借取引支払利息	512	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,909**	
支払為替手数料	407	
その他の役務費用	3,502	
その他業務費用	**1,352**	
外国為替売買損	633	
商品有価証券売買損	2	
国債等債券売却損	717	
営業経費	**25,528**	
その他経常費用	**3,573**	
貸倒引当金繰入額	1,110	
貸出金償却	726	
株式等売却損	920	
株式等償却	252	
金銭の信託運用損	20	
その他の経常費用	543	
経常利益		**2,308**
特別利益		**132**
固定資産処分益	12	
受取保険金	64	
移転補償金	55	
特別損失		**137**
固定資産処分損	4	
減損損失	115	
災害による損失	17	
税引前当期純利益		**2,302**
法人税、住民税及び事業税	**132**	
法人税等調整額	**1,157**	
法人税等合計		**1,289**
当期純利益		**1,012**

第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	21,070	30,447
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	―	―	―	―
当期末残高	48,868	9,376	21,070	30,447

（単位：百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	781	24,904	25,685	△6	104,994
当期変動額					
剰余金の配当	82	△495	△412		△412
当期純利益		1,012	1,012		1,012
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	82	517	600	△0	599
当期末残高	863	25,421	26,285	△7	105,594

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,294	413	1,707	106,701
当期変動額				
剰余金の配当				△412
当期純利益				1,012
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,108	—	△5,108	△5,108
当期変動額合計	△5,108	—	△5,108	△4,508
当期末残高	△3,814	413	△3,401	102,192

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社　筑波銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　田　世　紀　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　森　敏　晃　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第96期末（2020年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	200,274	預金	2,240,798
買入金銭債権	5,843	債券貸借取引受入担保金	20,000
商品有価証券	436	外国為替	75
金銭の信託	2,969	その他負債	9,656
有価証券	435,609	賞与引当金	803
貸出金	1,686,026	退職給付に係る負債	910
外国為替	10,374	役員退職慰労引当金	9
その他資産	17,366	執行役員退職慰労引当金	46
有形固定資産	22,992	睡眠預金払戻損失引当金	193
建物	11,031	ポイント引当金	14
土地	9,971	偶発損失引当金	373
建設仮勘定	292	再評価に係る繰延税金負債	357
その他の有形固定資産	1,697	支払承諾	1,105
無形固定資産	4,854	負債の部合計	2,274,345
ソフトウェア	2,019	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	2,835	資本金	48,868
退職給付に係る資産	2,486	資本剰余金	30,447
繰延税金資産	2,385	利益剰余金	29,672
支払承諾見返	1,105	自己株式	△7
貸倒引当金	△13,077	株主資本合計	108,981
		その他有価証券評価差額金	△3,814
		土地再評価差額金	413
		退職給付に係る調整累計額	△276
		その他の包括利益累計額合計	△3,678
		純資産の部合計	105,303
資産の部合計	2,379,649	負債及び純資産の部合計	2,379,649

第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**37,819**
資金運用収益	**25,676**	
貸出金利息	20,239	
有価証券利息配当金	5,379	
コールローン利息及び買入手形利息	△15	
預け金利息	16	
その他の受入利息	56	
役務取引等収益	**7,607**	
その他業務収益	**2,293**	
その他経常収益	**2,241**	
償却債権取立益	469	
その他の経常収益	1,772	
経常費用		**35,186**
資金調達費用	**732**	
預金利息	220	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
債券貸借取引支払利息	512	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,714**	
その他業務費用	**1,352**	
営業経費	**25,783**	
その他経常費用	**3,602**	
貸倒引当金繰入額	1,153	
その他の経常費用	2,449	
経常利益		**2,632**
特別利益		**132**
固定資産処分益	12	
受取保険金	64	
移転補償金	55	
特別損失		**138**
固定資産処分損	5	
減損損失	115	
災害による損失	17	
税金等調整前当期純利益		**2,626**
法人税、住民税及び事業税	**249**	
法人税等調整額	**1,153**	
法人税等合計		**1,403**
当期純利益		**1,223**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,223**

第96期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	30,447	28,862	△6	108,171
当期変動額					
剰余金の配当			△412		△412
親会社株主に帰属する当期純利益			1,223		1,223
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	810	△0	810
当期末残高	48,868	30,447	29,672	△7	108,981

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,294	413	582	2,289	110,460
当期変動額					
剰余金の配当					△412
親会社株主に帰属する当期純利益					1,223
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,108	—	△858	△5,967	△5,967
当期変動額合計	△5,108	—	△858	△5,967	△5,157
当期末残高	△3,814	413	△276	△3,678	105,303

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社　筑波銀行
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　田　世　紀　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　森　敏　晃　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社筑波銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の元行員による不祥事件については、コンプライアンス意識の再徹底や内部管理態勢の強化など、全行を挙げて再発防止策に取り組んでいることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社　筑波銀行　監査役会

常勤監査役	尾崎　聡	㊞
常勤監査役	杉山　勉	㊞
監査役（社外監査役）	篠崎　暁	㊞
監査役（社外監査役）	堀内　巧	㊞
監査役（社外監査役）	鈴木大輔	㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

＝株主総会会場のご案内＝

当行つくば本部ビル　所在地　茨城県つくば市竹園一丁目7番
電　話　029(859)8111(大代表)

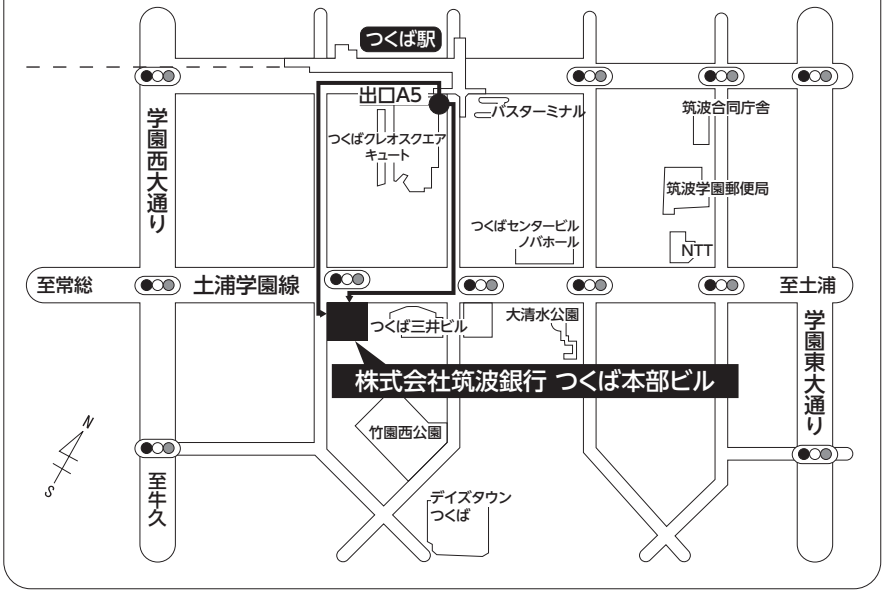

○交通および送迎のご案内

鉄道：つくばエクスプレス（ＴＸ）「つくば」駅下車徒歩７分（出口Ａ５番）

バス：ＪＲ常磐線　土浦駅・荒川沖駅・ひたち野うしく駅からつくばセンター行下車７分

【つくば本部所在地:広域図】

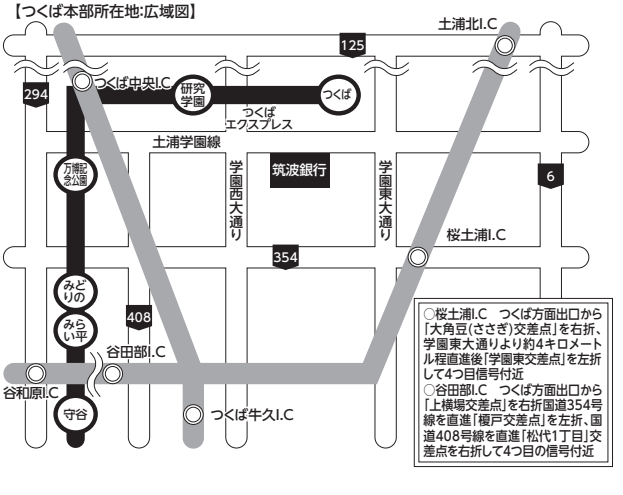

JR土浦駅よりお越しの方(送迎あり)

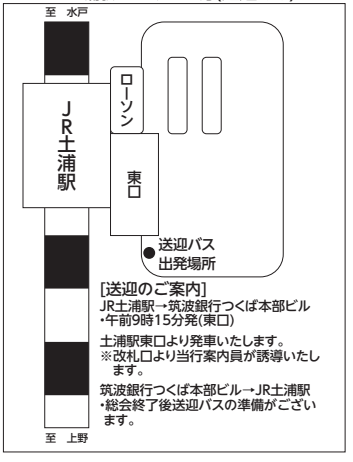

[送迎のご案内]
JR土浦駅→筑波銀行つくば本部ビル
・午前9時15分発(東口)

土浦駅東口より発車いたします。
※改札口より当行案内員が誘導いたします。

筑波銀行つくば本部ビル→JR土浦駅
・総会終了後送迎バスの準備がございます。